

# **第3次八幡市人権のまちづくり推進計画**

## **(素案)**

令和8年(2026年)2月  
**京都府八幡市**

## 目 次

<b>第1章 計画策定の背景</b> .....	1
1 國際的な人権尊重の流れ .....	1
2 国内の動向 .....	2
(1)京都府の取組 .....	3
(2)八幡市の取組 .....	3
<b>第2章 計画の基本理念</b> .....	4
1 計画策定の趣旨 .....	4
2 計画の目標等 .....	4
(1)計画の目標 .....	4
(2)計画の性格 .....	4
(3)計画の期間 .....	4
3 計画策定に係る意識調査 .....	4
4 人権教育・啓発推進の視点 .....	5
<b>第3章 人権教育・啓発に関する基本方針</b> .....	7
1 人権問題の現状等 .....	7
2 人権課題の必要性 .....	7
(1)部落差別(同和問題) .....	9
(2)女性の人権 .....	10
(3)子どもの人権 .....	11
(4)高齢者の人権 .....	13
(5)障がいのある人の人権 .....	14
(6)外国人の人権 .....	15
(7)患者等の人権 .....	16
(8)様々な人権問題 .....	17
<インターネットによる人権侵害> .....	17
<個人情報の保護> .....	20
<性的マイノリティ> .....	20
<犯罪被害者とその家族> .....	22
<ホームレス> .....	22
<安心して働ける職場環境> .....	23
<その他の人権問題> .....	24
・自殺防止等 .....	24

・ひとり親家庭等 .....	24
・刑を終えて出所した人 .....	24
・アイヌの人々 .....	24
・北朝鮮当局による拉致問題等 .....	24
・災害に関わる人権侵害 .....	25
<b>第4章 人権教育・啓発の推進 .....</b>	<b>26</b>
1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 .....	26
(1)就学前・学校 .....	26
(2)企業・職場 .....	27
(3)地域社会 .....	29
(4)家庭 .....	30
2 市職員等に対する人権教育の推進 .....	30
(1)市職員 .....	31
(2)教育関係職員 .....	31
3 指導者の養成 .....	32
4 人権教育・啓発資料等の整備 .....	32
5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施 .....	32
<b>第5章 計画の推進 .....</b>	<b>33</b>
1 推進体制 .....	33
2 国、京都府、近隣市町村、関係団体等との連携 .....	33
3 計画に基づく施策の点検・評価 .....	33



# 第1章 計画策定の背景

## 1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合(以下、「国連」という。)において、『すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である』とする※世界人権宣言が、昭和23年(1948年)12月10日に採択されました。

その後、国連は、この宣言の内容をより具体化し、各国の実施を義務付けるための基本的・包括的な条約として※国際人権規約のほか、※児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)、※女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)、※あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)等、人権に関する数多くの国際規範が採択されました。

平成6年(1994年)に人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官が設置され、平成18年(2006年)には、国連における「人権の主流化」(あらゆる活動の中で、人権を最優先の考慮事項とする考え方)の流れを受けて、新たに国連人権理事会が設置され、各国の人権状況の審査を行うなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動が展開されてきました。

人権教育の推進については、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下、平成6年(1994年)の国連総会で決議された※「人権教育のための国連10年」(平成7年(1995年)から平成16年(2004年)まで)の取組により、人権教育推進の方向がつくられ、各國において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、様々な取組が推進されてきました。

21世紀を「人権の世紀」とするためにには、全ての人が人権を尊重し、差別や偏見のない社会を築くことが重要です。

そのために、世界の各国において様々な取組が継続的に推進されました。

しかし今なお、世界各地で人権が侵害される事象が絶えず、生命の危険にまでさらされているという現状があります。

引き続き国連では、「人権教育のための国連10年行動計画」の後継の取組として、※「人権教育のための世界計画(第1次フェーズ行動計画)」が平成17年(2005年)から開始されています。

平成18年(2006年)に、障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)が採択され、我が国は平成19年(2007年)に署名しました。

平成22年(2010年)には、国連総会で※「第2フェーズ行動計画」が採択され、平成27年(2015年)からは、ジャーナリストやメディア関係者に焦点を当てた※「第3フェーズ行動計画」(平成27年(2015年)から平成31年(2019年)まで)の取組が、さらに、人権教育を通じた青少年の強化を目的とした※「第4フェーズ行動計画」(令和2年(2020年)から令和6年

(2024年)まで)の取組が進められています。

現在は、子どもと若者に焦点を当てた※「第5フェーズ行動計画」が、令和7年(2025年)から令和11年(2029年)まで展開されています。

## 2 国内の動向

国連において、人権関連諸条約が採択され、国際的な人権意識が高まる中、日本はこれらの諸条約を批准とともに、「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受け、平成9年(1997年)7月に※国内行動計画を策定しました。

我が国では、日本国憲法に定められた基本的人権を具体的に保障するため、長年にわたり個別分野の人権に関する法整備等が進められました。

平成12年(2000年)12月には、※「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)が施行され、同法に基づき、平成14年(2002年)3月に※「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

しかし、従来の人権問題に関する人権擁護の取組が進む一方で、近年において人権問題は、多様化・複雑化の一途をたどっており、国籍や性指向などを理由とする偏見や差別、※ヘイトスピーチ、ハラスメント、インターネット上の誹謗中傷など、解消に向けて取り組むべき人権問題が新たに起きています。

このような人権問題を取り巻く情勢の変化も受けて、平成28年(2016年)には、いわゆる人権三法(※「障害者差別解消法」、※「ヘイトスピーチ解消法」、※「部落差別解消推進法」)が、さらに、令和元年(2019年)5月に、※「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」が施行されました。

令和2年(2020年)10月には、※「ビジネスと人権に関する行動計画(2020～2025)」が策定され、政府や企業等の人権尊重の仕組みを整備していくことが明記されました。

また、令和2年(2020年)は、新型コロナウイルス感染症が急速に拡大した年でもあり、翌令和3年(2021年)2月には、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行されました。

加えて、令和5年(2023年)4月に、「こども家庭庁」の発足と同時に、子どもの権利を守るために基本理念を定めた「こども基本法」が施行され、同年6月には、※「性的指向及びジェンダーイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」が施行されました。

そのほか、令和6年(2024年)4月には、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備を進めていくため、※「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」が施行されました。

上記の法整備等が進められたことなども受け、令和7年(2025年)に※「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」が閣議決定されました。

## (1)京都府の取組

京都府では、平成11年(1999年)3月に、基本的指針として※「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を策定し、関係部局と連携を図りながら、積極的に取り組まれてきました。

平成25年(2013年)11月3日には、人権尊重の理念を改めて府民に幅広く訴えかけることを目的として、京都府、京都市、京都地方法務局及び公益財団法人世界人権問題研究センターの4者による※「世界人権宣言65周年京都アピール」が発表されるなど、国や研究機関等の諸機関との連携を踏まえ、より一層効果的な人権教育・啓発となるよう取組が進められています。

平成28年(2016年)1月には、これまでの成果や課題を踏まえる中で、多様化、複雑化する人権問題に対し、引き続き積極的で効果的な取組を推進していくため、※「新京都府人権教育・啓発推進計画」を改定し、※「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」が策定されました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込みなど、様々な事象が社会問題化しており、こうした「コロナ差別」に対応するため、令和3年(2021年)3月に※「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改定版)」が策定されました。

さらに、この計画に基づいた、これまでの人権教育・啓発の取組に関する効果等の状況を把握するため、府民調査が実施され、この調査結果も参考の上、令和7年(2025年)3月には、人権尊重の理念を明文化した※「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」が制定されています。

## (2)八幡市の取組

本市においては、上位計画である※「八幡市総合計画」を基本とし、部落差別(同和問題)の解決や人権教育・啓発の推進等に取り組んできました。

部落差別(同和問題)の解決については、市政の重要施策として、平成11年(1999年)3月に※「八幡市同和問題解決のための行動計画」を策定し、同年10月に※「同和問題解決のための行動計画に基づく第1次実施計画」をまとめ、残された課題である教育、就労等の解決に向け、八幡市人権教育のための国連10年推進本部を設置し、全庁的な推進体制の下、人権施策の総合的な推進を図ってきました。

人権教育・啓発については、平成12年(2000年)10月に策定した※「人権教育のための国連10年八幡市行動計画」を継承する「八幡市人権のまちづくり推進計画」を平成18年(2006年)4月に策定しました。

その後、平成29年(2017年)3月に、「第2次八幡市人権のまちづくり推進計画」の策定を行い、人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための多彩な取組を推進してきました。

女性、子ども、障がいのある人、高齢者等の様々な人権問題についても、それぞれの個別の計画を策定し、人権の視点に立った施策を推進してきました。



## **第2章 計画の基本理念**

### **1 計画策定の趣旨**

第2次計画の改定から9年が経過し、その間、人権問題は多様化・複雑化し、それに対応する形で法整備も進むなど、人権を取り巻く状況は大きく変化してきています。

市民の意識も変化する中、多様化・複雑化する人権問題に対応し、人権施策を推進することが求められています。

こうした状況の中、これまでの成果や課題を踏まえ、引き続き、積極的で効果的な取組を推進していくことが必要であり、その基本的指針として、「第3次八幡市人権のまちづくり推進計画」を策定するものです。

## **2 計画の目標等**

### **(1)計画の目標**

本計画の目標は、第2次計画を継承・発展させ、\*「第5次八幡市総合計画」に掲げた『ともに支え合う共生のまちやわた』を実現するため、あらゆる人々があらゆる機会に人権教育・啓発に参加することを通して、一人ひとりが人権について、学び、考え、実践していくことにより、人権という普遍的文化を本市において構築することとします。

### **(2)計画の性格**

本計画は、人権教育・啓発推進法に基づき、本市が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにするとともに、「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」の基本理念に基づき、今後本市が実施する人権施策の方向性と計画の推進を示すものです。

### **(3)計画の期間**

本計画の期間は、令和18年(2036年)3月までとしますが、計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

## **3 計画策定に係る意識調査**

本計画の策定に先立ち、住民の人権問題に関する意識や人権教育・啓発施策などについての意見などを把握するために、「第3次八幡市人権のまちづくり推進計画に関する市民意識・実態調査」を実施しました。

## ● 調査の実施概要

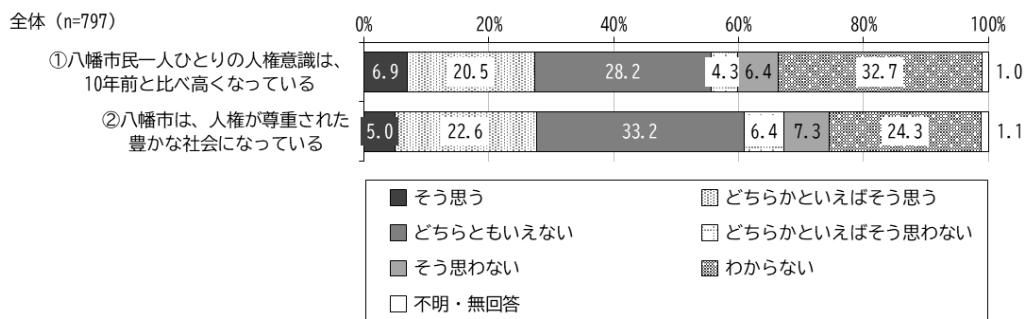
調査対象者	八幡市内在住の18歳以上の方(無作為抽出)
調査期間	令和7年(2025年)10月22日(水)～11月14日(金)
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式 またはWEB回答方式
配布数	2,000件
有効回収数	797件
有効回収率	39.9%

計画策定のために今回初めて実施したこの市民意識調査では、「八幡市民の一人ひとりの人権意識は10年前と比べて高くなっている」かについてみると、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が27.4%で、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計の10.7%を上回っていますが、「どちらともいえない」「わからない」が半数以上を占めています。

また、「八幡市は、人権が尊重された豊かな社会になっている」かの設問でも、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が27.6%で、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計の13.7%を上回っていますが、「どちらともいえない」「わからない」が半数以上を占めていることから、今後もさらに人権問題への取組が必要であることがうかがえます。

### 市民意識調査（人権尊重の感じ方）

人権を取り巻く社会の状況について、あなたはどう思いますか。①・②の各項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください。



## 4 人権教育・啓発推進の視点

この計画は、人権意識の高揚を図るため実施してきた本市における人権教育や啓発活動の成果も踏まえ、次の点に留意して進めます。

- 一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること

## ○ 一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できること

### ① 一人ひとりを大切にした人権教育・啓発

自分の人権と同じように他人の人権も尊重される「人権の共存」が達成される社会が、人権が尊重される社会であると言えます。

このような社会を実現するために、生命の尊さ、大切さや自分がかけがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを実感できる取組等、一人ひとりを大切にした取組を推進します。

### ② 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発は、人の生涯にわたる学習活動であり、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことが必要です。

市民が人権について学習することができるような学習環境の整備・機会や情報の提供等の取組を推進します。

### ③ 身近な問題から考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深く関わり、自分自身の課題として捉えるべき問題であるという認識を深めることが必要です。

日本特有の風習や世間体を判断の基準にする生活意識等の身近な問題についても、人権尊重の視点から捉え直すとともに、地域、職場などでの身近な人権問題の解決に向けて、実践できる態度や知識を身に付けることができるよう取組を推進します。



## 第3章 人権教育・啓発に関する基本方針

### 1 人権問題の現状等

人権とは、決して難しいものではなく、私たちの生活の身近な所で結びついているもので、誰もが心で理解し、感じることができ、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

しかし現実には、国内外で様々な取組が実施されているにも関わらず、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等による差別、弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害など、住民相互の間でも侵害される人権問題があります。

また、少子高齢化、国際化、情報化などの進展や価値観の変化に伴い、新たに対応すべき人権課題として、インターネットによる人権侵害、感染症患者や※性的マイノリティへの偏見や差別等が生じており、全国的にも人権問題として関心が高まっています。

基本的人権の尊重を基本理念の一つとする日本国憲法の下、人権尊重に関する様々な施策が推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このような人権問題が生じている背景については、問題が重層化、複雑化している可能性があることを考慮して、解決に向けた展望をしっかり持って総合的に取り組むことが必要です。

### 2 人権課題の必要性

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自らの課題として人権が尊重される社会の実現に向けて、主体的に取り組んでいけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在する人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、こうした問題が実際には複合した要因により発生し、複雑化している可能性があることを考慮に入れ、様々な機会を通して、解決に向けた展望を持って総合的に取り組むことが必要です。

特に、子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、法の下の平等、個人の尊厳といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、部落差別(同和問題)や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からも、発達に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、京都府をはじめ関係機関と十分連携を図って推進していく必要があります。

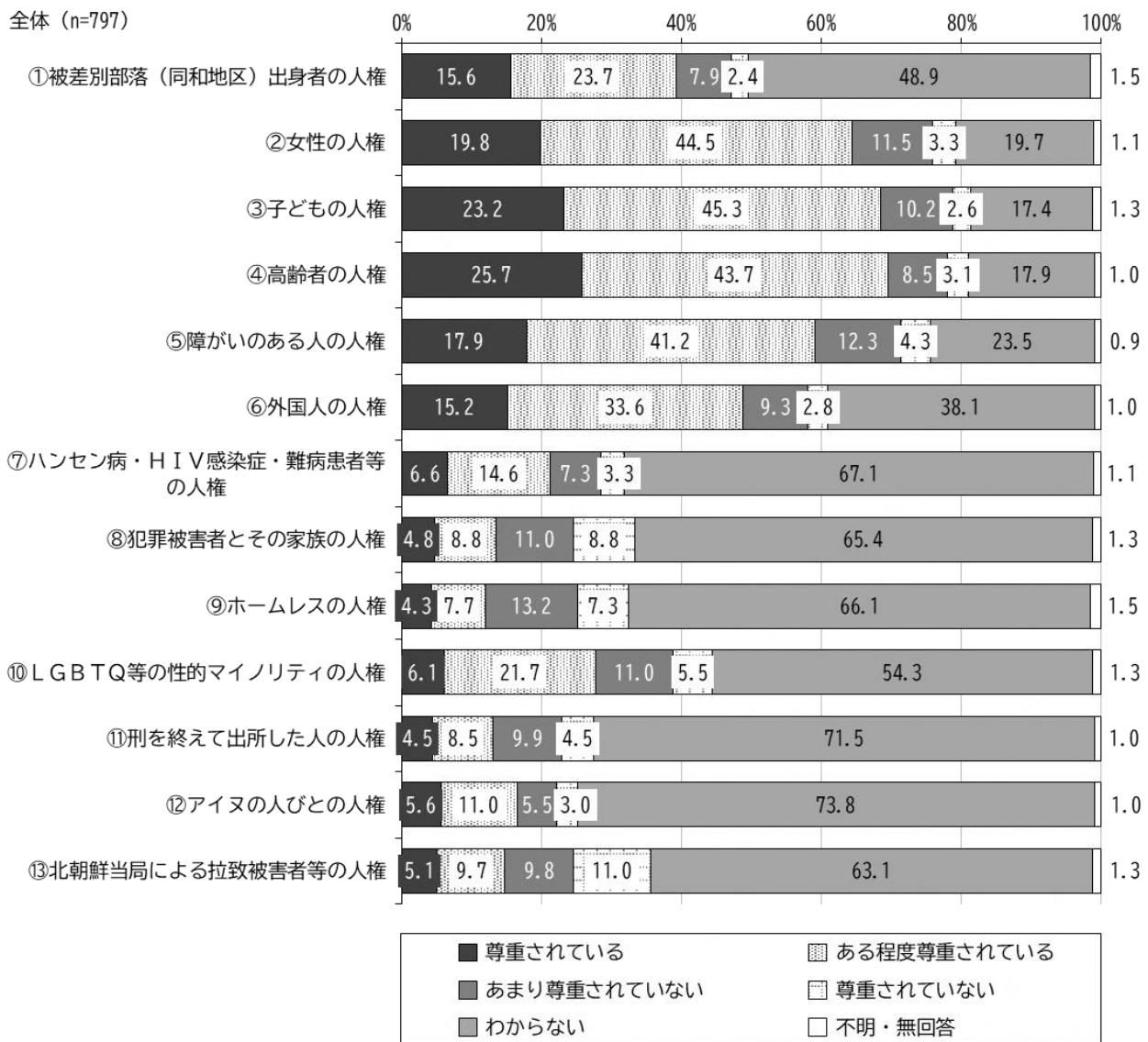
今回の市民意識調査において、「各種の人権が尊重されていると思うか」の問い合わせに対し、「尊重されている」と「ある程度尊重されている」の合計では、[④高齢者の人権]が 69.4% と最も高くなっています。

一方、「あまり尊重されていない」と「尊重されていない」の合計では、[⑬北朝鮮当局による拉致被害者等の人権]が 20.8% と最も高くなっています。

### 市民意識調査（人権課題に関する尊重度）

あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか。①～⑬の各項目について、あてはまる番号1つに○をつけてください。

全体 (n=797)



■ 尊重されている

■ あまり尊重されていない

■ わからない

■ ある程度尊重されている

■ 尊重されていない

□ 不明・無回答

## (1) 部落差別(同和問題)

### 【現状と課題】

昭和40年(1965年)に出された※同和対策審議会答申は、部落差別(同和問題)は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に、国民的課題であるという認識を示しました。

本市としても、部落差別(同和問題)の早期解決を市政の重要施策と位置付け、昭和44年(1969年)の※同和対策事業特別措置法の施行以来、国や京都府と連携を図る中で、30年余りにわたって、特別措置法による対策事業を実施してきました。

こうした施策の積極的な推進等により、生活環境の改善をはじめとした物的な基盤整備が進み、同和対策審議会答申で指摘された低位な実態は、様々な面で大きく改善されるなど、おおむねその目的を達成できる状況となりました。

平成14年(2002年)3月の特別措置法終了後の取組については、環境改善はもとより教育、就労対策等により得られた成果が損なわれることのないよう留意し、平成8年(1996年)の※地域改善対策協議会の意見具申が示した基本認識の下、現行制度を的確に運用した取組を推進するとともに、教育、就労、福祉の生活実態上の課題等の解決に向けた取組も進めてきました。

こうした総合対策の実施により、様々な場面で存在していた周辺地域との格差の解消は進んでいるものの、心理面における偏見や差別意識は国や本市が実施した意識調査の結果などから、根強く残っていることがうかがえます。

また、インターネット上の偏見や差別を助長させるおそれのある投稿の状況等から、課題は今なお存在すると言わざるを得ません。

近年の社会・経済情勢の変化によって、広く地域社会全体が多様化している現状にあることから、残された課題解決に向けての取組が必要となっています。

### 【今後の取組の方向】

部落差別(同和問題)は、基本的人権に関わる問題であり、人権を尊重するという視点から、平成8年(1996年)の地域改善対策協議会の意見具申が示した基本認識の下、部落差別(同和問題)を人権問題の重要な柱として、引き続き現行制度を的確に運用するとともに、これまで展開してきた取組の成果等を生かしながら、差別意識や偏見の解消に向け、効果的な人権教育・啓発活動を積極的に推進します。

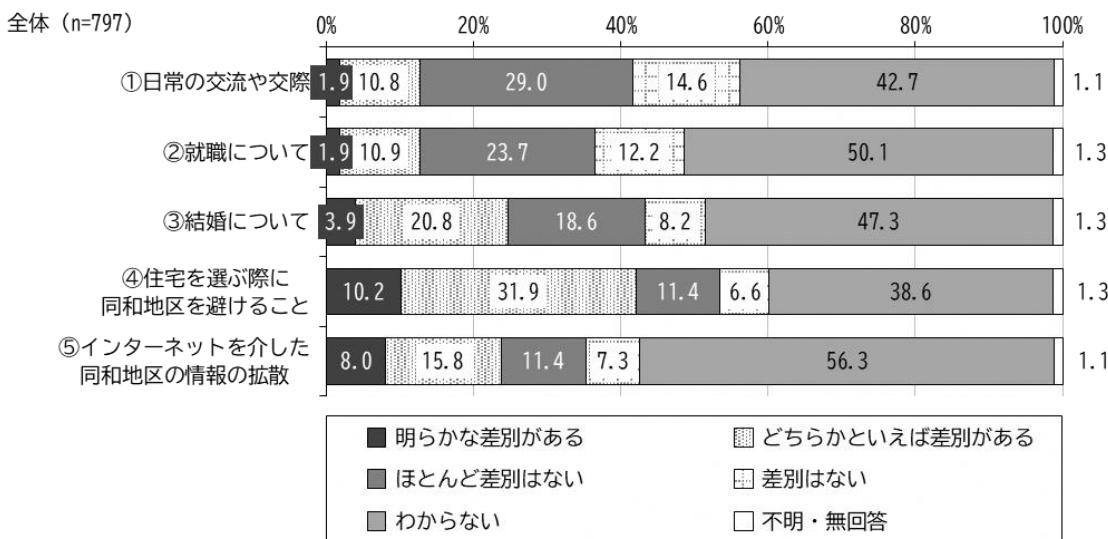
また、京都府等とも連携しながらインターネット上の人権侵害の実態把握に努め、必要な教育及び啓発並びに相談体制の整備を推進します。

今回の市民意識調査で、「明らかな差別がある」と「どちらかといえば差別がある」の合計では、[④住宅を選ぶ際に同和地区を避けること]が42.1%と最も高くなっています。

一方、「ほとんど差別はない」と「差別はない」の合計では、[①日常の交流や交際]が43.6%と最も高くなっています。

## 市民意識調査（部落差別（同和問題）に対する認識）

あなたは、被差別部落（同和地区）や被差別部落（同和地区）の人びとについて、現在、次の差別があると思いますか。



## (2) 女性の人権

### 【現状と課題】

今日、女性の貧困や女性への暴力は世界規模で大きな問題となっており、我が国でも配偶者等からの暴力(DV)やストーカー行為、性犯罪、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等、性に起因する暴力などの問題が存在しています。(性別に関わらず起こる問題ですが、女性に対するものが多数を占めています。)

また、依然として、長い歴史の中で形成してきた「男は仕事、女は家庭」といった伝統的な性別による固定的な役割分担意識と、それに基づいた社会における慣習を背景とした差別的取扱いや、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、賃金格差などの課題が残されています。

この状況を受け、国において令和7年(2025年)6月に女性活躍推進法の改正が公布され、同法の有効期限は令和8年(2026年)から令和18年(2036年)まで延長されました。

また同時に、※カスタマーハラスメント対策や求職者に対するセクシャルハラスメント対策も義務化されました。

のことから、急速に進む少子高齢化社会では女性の活躍が求められ、さらに社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むよう、今日では男女共同参画の視点に立って社会制度や慣習を見直すこと、女性に対する人権侵害の発生防止に向けた施策を充実させることが求められています。

### 【今後の取組の方向】

男女共同参画の基本計画である、※「八幡市男女共同参画プラン(るーぷ計画Ⅲ)」の中間年に当たる令和7年度(2025年度)には、女性を取り巻く社会情勢や市民の意識変化に対応す

るため、中間見直しを行い「八幡市男女共同参画プラン(るーぷ計画Ⅲ後期プラン)」を策定し、男女共同参画を計画的かつ総合的に推進しています。

また、コロナ禍以降に顕在化した困難な問題を抱える女性への支援や、様々な分野へ女性の参画を促進し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けての啓発や仕事と家庭・地域生活の両立支援、情報提供に努めるなど、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施し、女性が存分に能力を発揮して働くことができ、人権が尊重される社会の実現を目指します。

さらに、令和3年(2021年)に※「ストーカー行為等の規則等に関する法律(ストーカー規制法)」、令和6年(2024年)に※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が改正されました。

元配偶者や元恋人の情報や写真などをインターネットに流出させる等の嫌がらせ行為(リベンジポルノ)やDVなど、女性に対する暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを啓発し、関係機関と連携して被害者の相談対応や支援に努めるとともに、セクシャルハラスメントやストーカー等の行為についても、その防止について周知・啓発に努めます。

### (3) 子どもの人権

#### 【現状と課題】

近年の急激な少子化に伴い、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性が育ちにくい状況が生まれています。

また、家族の形態等の変化に伴い、家庭の子育ての在り方も多様化しており、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識も薄れてきています。

こうした状況の中で、子どもにとって重大な人権侵害である児童虐待(保護者等による身体的虐待・心理的虐待・性的虐待、養育の拒否・放任)の相談件数は、近年増加しています。

いじめ、暴力行為や体罰、それらを起因とする不登校等は、依然として深刻な問題です。

情報化の進展に伴い、\*SNSでのいじめなど新たな形態で被害者や加害者になる事態が生じるとともに、暴力行為は小学校で増加傾向にあります。

これらのことも影響し、不登校の子どもの数は、減少傾向から近年増加傾向に転じています。

さらに、インターネット上の有害情報の氾濫や、児童買春・児童ポルノなど、子どもに関わる犯罪も増加しており、いじめや虐待などによって子どもの生命が失われる事件も後を絶たないなど、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがあります。

本市では、平成17年(2005年)に、「八幡市次世代育成支援行動計画」を策定し、『子どもが 親が 地域が 育ち 輝く まちづくり』を基本理念として、子育て支援施策を推進してきました。

また、平成13年(2001年)に設置した八幡市児童虐待防止対策委員会が中核となり、平成17年(2005年)11月に八幡市児童虐待防止ネットワークを発足させました。

平成20年(2008年)2月、本市において発生した虐待死亡事案の検証から、児童虐待の相談、支援体制の整備や強化を図るとともに、同年11月には、児童福祉法に基づく八幡市要保護児童対策地域協議会、令和7年(2025年)4月には児童福祉法及び母子保健法に基づく八幡市こども家庭センターを設置し、家庭児童相談室の体制強化と関係機関との連携を図ってきました。

併せて、平成28年(2016年)9月に八幡市子ども条例を定め、市、保護者、地域住民、子どもが育ち学ぶ施設及び事業者の役割を明らかにし、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を子どもの大切な権利として規定しました。

『子どもは将来を担う社会の宝』という理念に立ち、社会総がかりで子どもの育つ環境を整備することが必要です。

### 【今後の取組の方向】

「八幡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、全ての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進します。

児童虐待については、家庭児童相談室を中心に児童福祉、母子保健、学校等、子どもが直接関わる機関が連携し、早期発見・早期対応のための態勢を確保し、問題の解決を図るために、児童相談所や保健所、\*民生委員・児童委員など、関係機関と連携して総合的な取組を進めています。

近年、いじめが増加するとともに、いじめが原因で自ら命を絶つ児童・生徒は少なくありません。

児童・生徒がそれぞれの個性を尊重し合い、自他を大切に思う心を育む教育環境を充実するとともに、八幡市いじめ防止基本方針に基づいて、いじめの未然防止・早期発見・早期解消に引き続き取り組みます。

また、いじめや非行・不登校について、個々の事象に対応できるよう相談指導体制を充実させ、学校、家庭、地域社会が連携した取組の充実を図ります。

併せて、教職員による児童・生徒に対する体罰の根絶に向けた具体的な取組や教職員への研修を徹底します。

子どもたちがインターネットを適切に利用できるよう、\*フィルタリングサービスの利用啓発やSNS利用に関する注意喚起を行うとともに、インターネットを利用する機会の多い青少年やその保護者などに情報提供を図り、加害者にも被害者にもならないよう教育・啓発等を推進します。

全ての子どもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していく社会の実現に向けた取組を推進します。

また、子どもに関わる全ての人が、子どもの権利などについての認識を深めるよう啓発を進めます。

## (4) 高齢者の人権

### 【現状と課題】

我が国の65歳以上の高齢者人口は、令和6年(2024年)には3,625万人となり、令和27年(2045年)にはピークを迎え、3,945万人になると予測されています。

本市においては、令和7年(2025年)6月末で21,877人、高齢化率は32.02%と<sup>\*</sup>超高齢社会となっています。

このように高齢化が進展する中で、核家族化や介護者の高齢化等により、介護が家族だけでは支えきれない大きな社会問題となってきたことから、平成12年(2000年)4月から介護保険制度が開始されました。

平成18年(2006年)4月には、<sup>\*</sup>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行され、虐待を発見した家族や施設職員らに市町村への通報義務が定められました。

この法律は、市町村が高齢者虐待についての相談支援、一時保護等を行うことになっています。

本市においては、平成6年(1994年)3月に策定した「八幡市老人保健福祉計画」に基づき保健、医療、福祉を総合的かつ有機的に支援していくとともに、平成12年(2000年)3月には、介護を社会的に支援することを視野に入れた<sup>\*</sup>「八幡市高齢者健康福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉施策を総合的に推進してきました。

この計画は3年毎に見直しを行っており、令和6年度(2024年度)から策定した本計画では、基本理念を『誰もが「健康」で「幸せ」に暮らし続けられるまち・やわた』とし、健康寿命の延伸や自立支援・重度化防止の推進、地域の包括的な支援・サービス提供体制の深化・推進により、地域共生社会の実現に向けて、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるまちづくりを目指し、各種の取組を推進しています。

本市において、高齢化及び後期高齢者数の増加に伴い、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の増加も見込まれ、介護ニーズが複雑化・多様化しております。

また、担い手となっている生産年齢人口(15~64歳人口)の減少が顕著となり、福祉・介護人材の養成・確保が課題となっております。

高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活をしていきたいという思いは、高齢者が一個人として尊重され、その人らしく生きていく上で保障されなければなりません。

そのためには高齢者が年齢に関わりなく社会参加でき、いきいきと暮らしていく社会に向けた取組が必要です。

## 【今後の取り組みの方向】

超高齢社会に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、八幡市高齢者健康福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。

特に、一人暮らしの高齢者や認知症等により判断能力が不十分な高齢者については、特殊詐欺等の被害に遭わないようするため、地域包括支援センターを中心に日頃から地域の高齢者の現状を把握し、高齢者やその家族が安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

また、高齢者の権利擁護については、虐待防止のための地域での見守り活動など、早期発見のためのネットワークの強化や、成年後見制度の周知・理解促進の取組を行います。

## (5) 障がいのある人の人権

### 【現状と課題】

障がいの有無に関わらず、全ての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

しかしながら、障がいについての十分な知識が浸透していないため誤解や偏見が生じ、障がいのある人やその家族が生活のしづらさを感じたり、自立や社会参加が妨げられたりすることなどが依然として存在しています。

そのため、障がいに対する理解を一層深めるためには、それぞれの障がい特性に応じた正しい知識を普及・啓発していく必要があります。

本市においては、\*「障がい者計画」は6年ごとに見直し、\*「障がい福祉計画」及び\*「障がい児福祉計画」は3年ごとに見直すこととしており、令和6年(2024年)3月に「八幡市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定しています。

自立・自己決定の保障、生活の質の向上、機会の均等化、地域での支え合いの推進を基本理念に掲げ、将来像として設定した『支えあい、ともに生き、暮らせるまち』の実現に向けて、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進しています。

そのような状況の中、令和4年(2022年)4月に\*「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が改正され、虐待を未然に防ぎ、利用者が安心してサービスを受けられるようにするために、サービス事業者は虐待防止委員会の設置・定期開催等が義務化されました。

また、市の責務として、虐待の通報を受理した場合には、迅速に事実確認等を行い、本人及びその養護者の人権を尊重し、自立を支援する必要があります。

令和6年(2024年)4月に\*「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が改正され、民間事業者は、障がいのある人から配慮を求められた場合には、過重な負担にならない範囲で、対応することが義務付けられ、社会的障壁を減らし、社会参加の機会拡大が期待されています。

## 【今後の取組の方向】

「支えあい、ともに生き、暮らせるまち」を将来像として掲げた「八幡市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現を目指し、心のバリアフリーを推進します。

また、市民、地域、障がい福祉サービス事業所、行政等の協働により、障がいのある人の社会参画を進め、全ての人の人権が大切にされ、誰もが生きがいのある生活を送ることができるまちづくりを推進します。

併せて、学校教育等においては、障がいのある児童・生徒一人ひとりが、その可能性を最大限に發揮して、社会参加、自立することを目指し、発達や障がいの状態に応じた教育の充実に努め、それぞれの人間関係を豊かにし、共に成長することをねらいとする交流教育を進めます。

## (6) 外国人の人権

### 【現状と課題】

外国人の人権問題とは、日本の国籍を持たない人が、我が国で生活する上で、言葉や文化、習慣等の違いに起因した誤解や偏見により差別を受ける問題です。

我が国は、国連において採択された「国際人権規約」及び「人種差別撤廃条約」を批准し、外国人の人権及び基本的自由を保障しています。

本市における外国人住民数は、令和7年(2025年)3月末で2,891人と八幡市の人口の約4.2%を占め、全国平均より高くなっている状況です。

国籍別では、※技能実習制度改正以降、ベトナムの人々が多くなっており、次いで中国、インドネシアとなっています。

しかし、新たに日本で生活する外国籍の人々に対しては、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でないことによる偏見や差別があり、日常生活を送る上で様々な問題が生じています。

従来から本市に生活基盤を持つ外国籍の人々についても、公的年金や住居、就労、結婚などの問題が指摘され、特に在日韓国・朝鮮の人々には、日本国籍を取得した人も含めて、なお偏見や差別などの問題があります。

近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動がインターネット上などでも行われている、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じています。

平成28年(2016年)6月に※「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」がすでに施行されているところですが、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識を広めていく必要があります。

## 【今後の取組の方向】

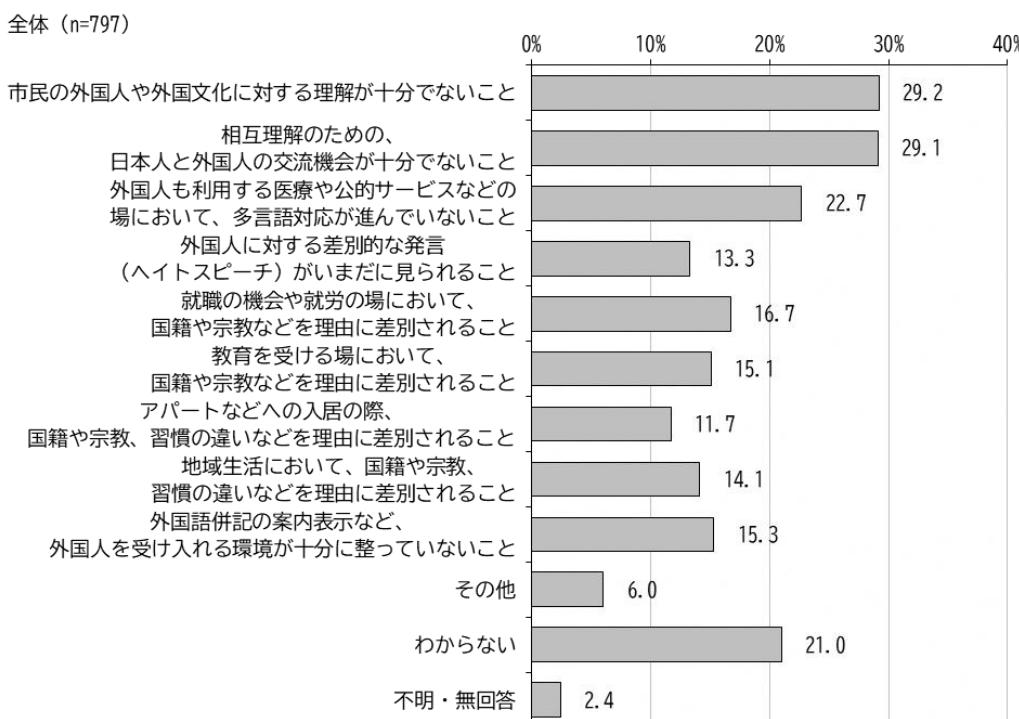
今後ますます国際化が進む中で、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成していくための取組など、民族や国籍等による差別を許さない地域づくりを進めます。

また、多文化共生のためには、市民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、特に、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識や、外国籍住民の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、国や京都府と連携しながら、効果的な啓発を実施していきます。

今回の市民意識調査で、「市民の外国人や外国文化に対する理解が十分でないこと」が29.2%と最も高く、次いで「相互理解のための、日本人と外国人の交流機会が十分でないこと」が29.1%、「外国人も利用する医療や公的サービスなどの場において、多言語対応が進んでいないこと」が22.7%となっています。

### 市民意識調査（日本に在住する外国人の人権問題）

日本に在住する外国人に関することで、人権上、特に問題だと思うのはどのようなことですか。



## (7) 患者等の人権

### 【現状と課題】

患者が、適切な医療を受けるためには、療養環境の整備に加え、医療を提供する医療機関やその従事者との相互の信頼関係が築かれることが必要であり、行政においても公的な相談体制の整備等を通じ、信頼関係の構築や回復を図るための取組を推進しています。

\*エイズ患者・HIV感染者や\*ハンセン病患者等に対する偏見や差別は、それぞれの病気についての正しい知識と理解が不足しているために存在することから、正しい知識の普及、偏見や

差別をなくすための啓発活動等、様々な取組が行われています。

HIVウイルスは、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありませんが、近年、新規エイズ患者については30代・40代の男性、HIV感染者については、20代・30代の男性で感染が拡大しています。

ハンセン病は、感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めて少なく、しかも、万一発病しても、現在では治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。

我が国では古くからハンセン病を患った人々に対する様々な偏見や差別があり、明治以後、療養所に隔離して治療してきた経緯があります。

難病は、種類も多く様々な特性があり、個人差もあるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見は健康な人と全く変わらないこともあることから、難病に対する無理解による誤解や偏見が生じています。

難病患者それぞれの人権が尊重され、安心して社会参加できる環境づくりが必要です。

本市では、感染症等に関する正しい知識と患者及び感染者の人権擁護のための啓発をはじめとする取組を、国・京都府とともに進めています。

#### 【今後の取組の方向】

感染の予防と人権の尊重を基本として、患者が適切な医療を安心して受けられる環境づくりを進めるため、国や京都府などの関係機関との連携を図りながら、正しい知識の普及・啓発を行い、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。

また、学校教育においては、人権尊重の精神に基づき、エイズは正しい知識で感染を防げることや感染者・患者に対する偏見をなくす教育を進めます。

### (8) 様々な人権問題

これまでに記述したほかにも、次に挙げるような人権問題が存在しています。

#### <インターネットによる人権侵害>

##### 【現状と課題】

インターネットは、情報化の進展に伴い普及が進み、また、スマートフォン等の普及やSNS等の様々なサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。

\*「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が施行され、インターネット上で人権侵害を受けた被害者が、プロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求する権利が規定されていますが、開示されるには裁判所への手続き等が必要となっていました。

このことを受けて、令和7年(2025年)4月には、大規模プラットフォーム事業者に対してインターネット上の誹謗中傷への対応の迅速化や運用状況の透明化を義務付けた\*「特定電気通

信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)」が施行されました。

インターネットを通じた差別やいじめ、人権侵害、プライバシー保護に関する問題の解決に向け、相談・支援体制の充実を図り、インターネットの利用におけるマナーやモラル等の啓発活動、関連法令の周知等を行うことが必要です。

そして、差別やいじめ、脅迫といった人を傷つける行為や著作権を侵害することは許されず、また、インターネット上に掲載した写真や動画、個人情報や誹謗中傷等は完全には削除できないことを書き込む前に気付くことができるよう、インターネット上での人権侵害を「しない、させない」ための取組を一層推進していく必要があります。

### 【今後の取り組みの方向】

インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることは極めて困難であることから、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げるとともに、インターネットの仕組みと危険性について周知し、情報モラルとメディアリテラシー(情報を評価・識別する能力)の向上を図ります。

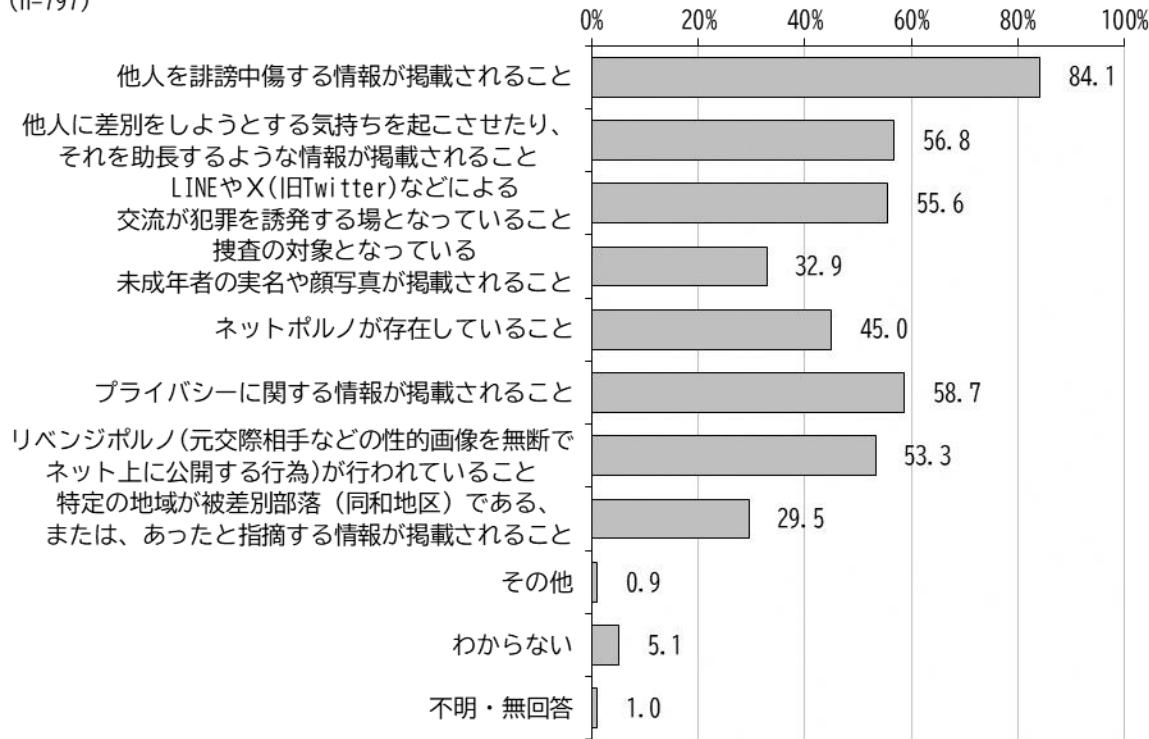
また、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識が広がるよう、国や京都府などの関係機関と連携し、引き続き、フィルタリングサービスの利用啓発やSNS等の利用に関する注意喚起など、年齢等に応じた教育・啓発を推進します。

今回の市民意識調査で、インターネットによる人権侵害については、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が84.1%と最も高く、次いで「プライバシーに関する情報が掲載されること」が58.7%、「他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること」が56.8%となっています。

### 市民意識調査（インターネットによる人権侵害）

あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

全体 (n=797)

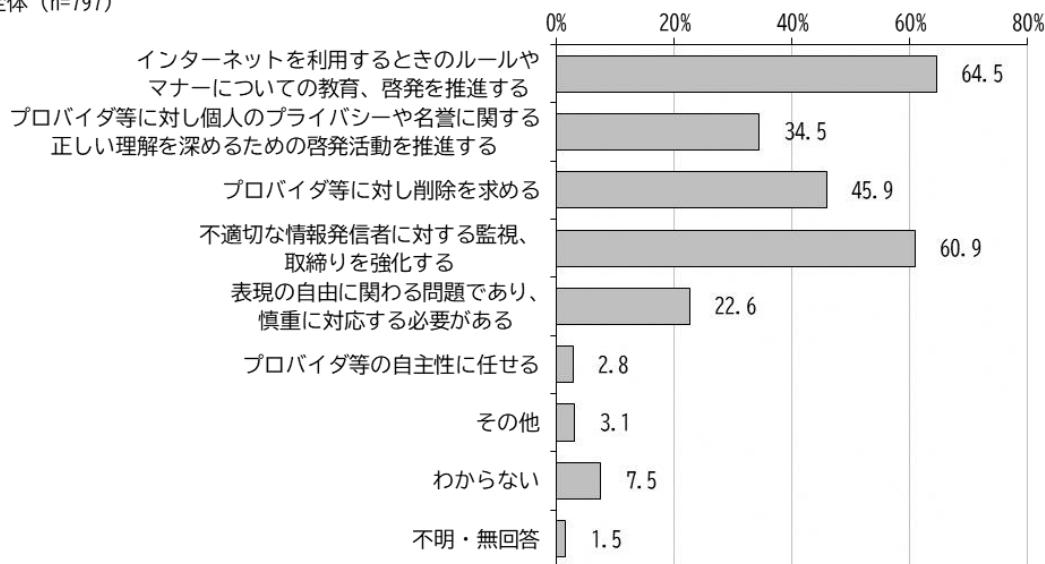


また、インターネットによる人権侵害への対応については、「インターネットを利用するときのルールやマナーについての教育、啓発を推進する」が64.5%と最も高く、次いで「不適切な情報発信者に対する監視、取締りを強化する」が60.9%、「プロバイダ等に対し削除を求める」が45.9%となっています。

### 市民意識調査（インターネットによる人権侵害への対応）

インターネットによる人権侵害を改善するためには、あなたはどうすればよいと思いますか。

全体 (n=797)



## <個人情報の保護>

### 【現状と課題】

情報化社会の進展により、個人情報が独自の価値を持ち、大量に収集、商品化されています。

一方、コンピュータウィルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出すなど、安心して社会生活を営む上での大きな障害となる個人情報の流出や漏洩事件が発生しています。

これまで本市においては、平成12年(2000年)11月に施行された八幡市個人情報保護条例及び国において平成17年(2005年)4月に施行された「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」により、個人情報の保護に努めてきました。

現在では、令和5年(2023年)4月に個人情報保護施策のルールを全国共通とする目的とし施行された改正個人情報保護法により、個人情報の保護に努めています。

この法律には、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限等が定められています。

また、個人情報については、法律に基づき、開示等を求めることができ、個人情報に関するトラブルや疑問には、事業者をはじめ、地方公共団体や※個人情報保護委員会等に相談できます。

### 【今後の取組の方向】

個人情報保護法の適正な運用による個人の権利利益の保護に努めます。

個人のプライバシーを守ることの重要性、情報の収集・発信における責任などについての啓発を推進します。

身元調査については、個人に関する情報を本人の了解なく調査し、その内容によっては、結婚や就職において差別や不利益が生じる結果となる場合があります。

市民や事業者が自ら身元調査を行ったり、依頼することはもちろん、調査に応じたりすること自体が人権侵害につながるおそれがあることから、個人情報の管理の重要性を広く啓発し、※「八幡市登録型本人通知制度」の普及を図ります。

## <性的マイナリティ>

### 【現状と課題】

性的マイナリティは、生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないため、社会生活に支障が生じる性同一性障害や、同性愛等の性的指向を持つ人など、性の在り方において少数派である人の総称で、※LGBTQとも呼ばれています。

また、性的指向と性の自己認識の視点で、性の多様性を表す言葉として、※SOGI という呼称も使われています。

性的マイノリティの人は、幼児期からいじめの対象となりやすく、また社会に出てからも就職などで不当な扱いを受けたりして、自らの性の在り方について違和感を持っていても、家族や友人に言うことができず、社会的に孤立している人も見られるなど、性の在り方を理由とする偏見・差別などの様々な問題が発生しています。

生活における様々な面で多様な性の在り方を受け入れ、どんな性的指向・性自認(性同一性)の人でも暮らしやすい社会を目指すために、引き続き理解を深める人権教育・啓発を促進する必要があります。

### 【今後の取組の方向】

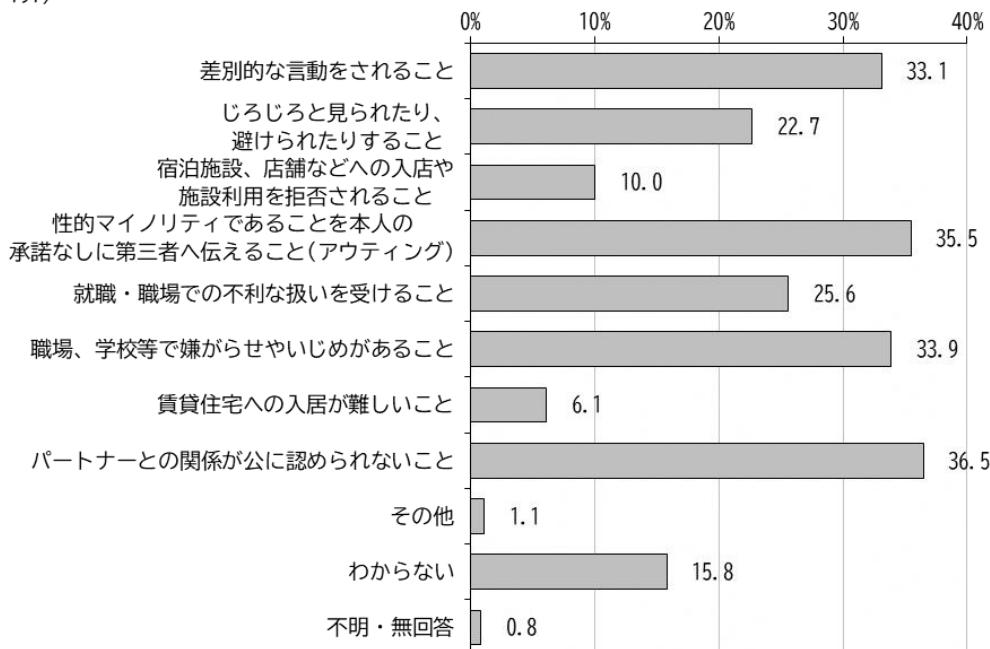
多様な性に対する社会の理解は、いまだ十分とは言えず、社会生活の様々な場面で、差別や偏見を受けることがあることから、多様な性に対する市民の理解や認識を深め、誰もが安心して暮らしていくよう理解と認識を広げるため、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発を推進します。

今回の市民意識調査で、「パートナーとの関係が公に認められないこと」が36.5%と最も高く、次いで「性的マイノリティであることを本人の承諾なしに第三者へ伝えること(アウティング)」が35.5%、「職場、学校等で嫌がらせやいじめがあること」が33.9%となっています。

本市においては、令和7年1月から「パートナーシップ宣誓制度」を導入するなど、性的指向及びジェンダー・アイデンティティに関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きていくことができる社会の実現を目指す取組を進めています。

市民意識調査（L G B T Q等、性的マイノリティの人権）  
L G B T Q等の人権について、どのようなことが問題だと思いますか。

全体 (n=797)



## <犯罪被害者とその家族>

### 【現状と課題】

犯罪被害者とその家族は、犯罪行為によって受ける直接的な被害のほか、事件・事故に遭ったことによる心身の不調、司法手続の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的な苦痛、経済的負担等の二次被害を受けています。

本市では、平成24年(2012年)6月に犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることを目的とした<sup>\*</sup>八幡市犯罪被害者等支援条例を制定し、同年8月には犯罪被害者等支援を円滑かつ適切に行うために、<sup>\*</sup>「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を警察署と締結し、翌平成25年(2013年)1月には、同協定を公益社団法人京都犯罪被害者支援センターと締結しました。

また、令和5年(2023年)4月に<sup>\*</sup>京都府犯罪被害者等支援条例が制定され、犯罪被害者への助成の拡充や<sup>\*</sup>京都府犯罪被害者等支援調整会議による組織的な支援体制が構築されました。

今後とも被害者とその家族の人権に配慮し、さらなる支援制度の周知、充実が必要です。

特に性暴力の被害は、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大であり、被害者は、日常生活を送ることさえ困難な状況となることも少なくありません。

また、警察等への届出をためらうなど、潜在化する傾向にあります。

そのため、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ることが必要です。

### 【今後の取組の方向】

八幡市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等への支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携・協力を進めます。

犯罪被害者等への支援について、市民等への理解を深めるため、必要な広報及び啓発を進めます。

また、性被害者の心身の負担軽減と早期回復を図るため、<sup>\*</sup>「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)」との連携と犯罪被害者等への情報提供を進めます。

## <ホームレス>

### 【現状と課題】

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が存在しています。

ホームレスに至る原因は様々であり、健康上の理由による失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多くあります。

ホームレスとなった人の多くは、公園、河川、道路、駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱えています。

また、一部には地域住民とのあづれきが生じたことからホームレスになった人もいます。

これらのこと踏まえ、ホームレスとなった人の人権への配慮が求められています。

### 【今後の取組の方向】

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、市民の理解と協力を得て、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要です。

\*ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス特措法)に基づき、京都府などの関係機関と連携・協力し、生活保護の実施やホームレスの自立支援等に関する施策を推進します。

また、生活困窮者に対する自立支援を推進する\*生活困窮者自立支援法が平成27年(2015年)4月から施行されており、ホームレス対策については、ホームレス特措法の趣旨を踏まえつつ、自立支援を推進します。

## <安心して働く職場環境>

### 【現状と課題】

やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たしていくためには、誰もが安心して働く職場環境を整えることが必要ですが、職場でのセクシュアルハラスメントや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワーハラスメントの顕在化、妊娠・出産、育児休暇等を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティハラスメント、過剰な要求を行ったり、商品やサービスに不当な言いがかりをつけたりするカスタマーハラスメントが問題となっているほか、長時間・過重労働や賃金不払・残業などによる違法な働き方を強いる企業の存在が社会問題化しています。

\*「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とし、そのような社会を目指すべく、本市においても八幡市男女共同参画プランるーぷ計画Ⅲ(前期計画)に基づき、関係機関と連携して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けたさらなる取組が必要です。

### 【今後の取組の方向】

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、京都府、関係機関や市民団体等と連携して、市民意識の一層の醸成を図るとともに、企業や事業所等に対する広報、啓発に努めます。

また、パワーハラスメントやマタニティハラスメント等を防止するため、企業と働く一人ひとりが協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や風土の改革、働き方の改革に自主的に

取り組んでいくための啓発を推進します。

## <その他の人権問題>

### ・自殺防止等

自殺は、心身の問題のみならず、経済的な側面、職場や学校等での人間関係など様々な社会的要因が複雑に絡み合い、自殺に追い込まれるという危機的な状況は、誰にも起こり得るという認識に立ち、自殺防止等に努めます。

自殺につながる暮らしの中の不安や孤立の解消に向け、自殺対策に関する普及啓発を推進するとともに、\*ゲートキーパーの養成や相談支援体制の啓発を図り、市民の理解促進に努めます。

### ・ひとり親家庭等

ひとり親家庭等に対する偏見や差別は根強く存在していることから、自立に向けた相談や支援を行うとともに啓発の推進に努めます。

また、\*婚外子(非嫡出子)については、民法や戸籍法施行規則の改正により、認知されることで戸籍上の続柄の記載や相続分が嫡出子と同じ取扱いとなりましたが、婚外子であることを理由に偏見や差別を受けることがないよう、啓発の推進に努める必要があります。

### ・刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人は、本人に更生の意欲があっても市民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保等の問題が存在しています。

刑を終えて出所した人々が、地域の人々の理解を得て、社会復帰ができるよう啓発の推進に努める必要があります。

### ・アイヌの人々

アイヌの人々は、明治以降の同化政策により、狩猟を禁止され、土地を奪われ、教育の場などでアイヌ語の使用が禁じられ、日本語を使うことを強制されるなどして、生活の基盤や独自の文化を失い、いわれのない差別の中で貧困にあえいきました。

民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及や啓発の推進等に努める必要があります。

### ・北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮による拉致問題は、重大な人権侵害であり、国においても拉致被害者を救出すべく様々な取組が行われています。

平成18年(2006年)には、\*「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(北朝鮮人権侵害対処法)」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められました。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めるための啓発の推進に努める必要があります。

#### ・災害に関わる人権侵害

災害に関わる人権侵害は、子どもや高齢者、障がいのある人、傷病者、妊婦、外国人等の要配慮者に対して、人権尊重の視点から配慮する必要があります。

また、放射線による影響や被災状況等の情報を正しく把握していないために生じる風評被害は、根拠のない思い込みや偏見を生み人権侵害につながります。

このような人権侵害は、生まれや生い立ち、様々な社会生活を理由とすることが多く、そこには希薄な人権意識や自分と違う者として排除しようとする意識が共通しています。

人権問題は、社会生活の中で変化を遂げ、科学的、合理的な根拠のない因習から先入観や思い込みが常態化していることも多く、それが差別や偏見を生むきっかけともなっています。

今後、社会情勢の変化や科学技術の発展に伴い、様々な人権問題が顕在化することも想定されます。

本市としては、常にその状況に留意しながら、この計画を基本的指針として取組を推進します。



## 第4章 人権教育・啓発の推進

本市においては、前章で掲げた部落差別（同和問題）など、様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るために実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、人々が主体的な取組の中から、

- ① 人権を自分自身に関わる具体的権利として理解することができる
- ② 自分の人権を大切にするのと同じように、他人の人権も尊重するという認識の下、一人ひとりの人権について考えていくことができる
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類全ての広がりの中で、人権を捉えることができる

こととなるよう、人権教育・啓発の推進を図ります。

また、人権教育・啓発の手法については、親しみやすいテーマやわかりやすい表現を用いるなど、創意工夫を凝らして、地域に即した人権教育・啓発の展開を図ります。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接に関わる問題でもあることから、その自主性を尊重し、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう努めます。

### 1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権文化の構築の主役は、市民一人ひとりです。

市民が人権尊重の考え方を身につけ、日常生活の中においてそれを規範として人ととの関係を育むことが、人権文化の息づく豊かな社会の基盤となります。

地域、学校、企業など、市民が関わる様々な場面において、人権教育の自主的な取組を進めます。

#### （1）就学前・学校

##### 【現状と課題】

保育所や幼稚園等の就学前教育においては、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、\*保育所保育指針、\*幼稚園教育要領、\*幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。

また、子どもの生活体験、発達の課程など、一人ひとりの特性に配慮し、主体的な活動ができるよう教育環境や指導方法の工夫に努めてきました。

身近な動植物や自然に親しむなど、多様な体験活動を通して命の大切さに気付かせたり、友達をはじめ、様々な人と豊かな人間関係を築く中で、他者の存在に気付き相手を尊重する気持ちを育むなど、人権を尊重する保育や教育を大切にしてきました。

これらの取組により、子どもたちの中に命の大切さを実感し、お互いの個性を尊重する姿勢を育んでいます。

学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童・生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。

また、お互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し他者を尊重する心を育むとともに、基本的人権や部落差別(同和問題)などの様々な人権問題について、正しい理解や認識の基本を培う取組の推進や保護者の人権意識の高揚を図るため、PTAや<sup>\*</sup>人権教育推進協議会の取組により、学習の場を保障し、啓発活動に取り組んでいます。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた態度、知識、能力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型の学習形態の工夫や、人権教育資料・人権教育指導事例集等の有効な活用を図ることにより、教職員に対する研修にも視点を当てながら、人権教育を推進しています。

その一方で、いじめ・虐待・不登校の増加など、子どもの人権を巡る状況は厳しいものがあり、社会の大きな変化の中で、自尊感情が薄く、コミュニケーション能力が十分でない子どもも増えてきています。

こうした状況の中で、積極的に子どもたちの人権を守り、育てることが必要です。

### 【今後の取組の方向】

人権教育は、自己を尊重するとともに他者をも尊重する心や、あらゆる人権問題を自分自身の問題として捉え、主体的に解決を図る意欲や実践力を育むことを目的としています。

そのため、学校、家庭、地域等との連携を強化し、より効果的な取組を進めます。

具体的には、核家族化や少子化に伴い、孤立しやすい保護者に、子育てに関わる情報を発信したり、保護者同士をつなぐ子育て支援活動を実施していきます。

また、学校と家庭等が連携し、子どもたちに自尊感情を持たせ、コミュニケーションを育てる活動を進め、子ども同士の連帯感を高めます。

さらに、教職員の研修を充実し、人権問題についての認識と指導力の向上に努め、子どもたちがより身近なこととして人権問題が捉えられるよう教材や学習方法を工夫します。

併せて、学力向上を図るため、特に課題の見られる子どもには、家庭と連携する中で、一人ひとりの課題に即した個別指導を進めるなど、教育諸条件の充実に努めます。

## (2)企業・職場

### 【現状と課題】

企業・職場は、その企業活動・営業活動等を通じ、市民生活に深く関わるとともに、地域の雇

用の場を確保するなど、地域や社会の構成員として、人権が尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っており、人権尊重の原則が守られるよう、実態に応じて自主的、継続的に従業員等企業関係者に対する人権教育・啓発活動を展開することが求められます。

企業・職場に対する取組として、京都府では、企業・団体の役職員等を対象とした人権啓発の研修会等が行われているほか、公正な採用の推進を図るための啓発が行われています。

また、本市においても行政、企業、各種団体で構成する<sup>\*</sup>山城人権ネットワーク推進協議会において、企業の人権問題の研修を積極的に支援するとともに、会員研修会が実施されています。

今後も様々な人権課題に関する研修や従業員等が働きやすくハラスメントの無い環境づくりに向けた社内研修等の人権教育を促進することが重要です。

企業・職場は、公正な人事採用、障がいのある人の法定雇用はもちろんのこと、人種、性別による賃金、配置、昇進の格差、さらには職場におけるいじめやハラスメント等をなくしていくための職場の取組が必要です。

各企業では、少子高齢化、経済のグローバル化、高度情報化、地球環境保全など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るためにには、国が策定した<sup>\*</sup>「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」等を参考に人権方針の策定や<sup>\*</sup>人権デューデリジェンスの取組が必要であり、特に、そこで働く労働者が人権を学習するためには、<sup>\*</sup>企業内人権啓発推進員の設置など、企業・職場の協力と理解が不可欠で、学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

企業は、地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり、人権を尊重し合える職場づくりに取り組むことによって社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることが必要です。

### 【今後の取組の方向】

企業は、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりと雇用・労働条件や労働安全衛生等の就労環境の整備、個人情報の適正な管理等、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう人権教育・啓発の充実に努めます。

また、本市においても採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、八幡市商工会や八幡市工業会とも連携し、引き続き企業に対して人権教育・研修の充実を求めていくとともに、職業安定所と連携し、企業内人権啓発推進員の設置を促し、その資質の向上に努めができるよう、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組や公正な採用選考促進に向けた働きかけに対し、情報提供等の支援に努めます。

併せて、各関係法で定められているハラスメント防止のための措置義務について、事業主への周知に努めます。

### (3) 地域社会

#### 【現状と課題】

地域社会は、多くの人々のふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場ですが、一方で都市化の進行等により人々の連携や交流が希薄化している現状があります。

本市では、人権文化セミナー等の人権啓発活動に取り組み、部落差別(同和問題)をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに対する、様々な人権問題を解決するため、研修会等の取組を推進しています。

また、基本的人権の尊重を基盤とした人権学習ができるよう八幡人権・交流センター等において、人権学習講座の開催や交流活動等人権に関する多様な学習機会を提供しています。

さらに、<sup>\*</sup>人権擁護委員や<sup>\*</sup>女性問題アドバイザーによる相談など、あらゆる人々が住み慣れた地域で健やかに安心して生活できるような施策を推進しています。

地域社会では、様々な人権問題が存在しており、地域における日常の生活の中で個人が自然に会得していくものであることから、継続的な人権教育・啓発が展開されることが必要です。

#### 【今後の取組の方向】

市民が身近な地域において、人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会を進めるため、人権教育推進協議会や各種団体との連携を密にするとともに人権に関する学習機会の提供を支援します。

一方、市民活動団体が人権意識の高揚を目的に開催する講演会や研修会に対し、支援を図ります。

また、八幡人権・交流センター等を人権啓発の発信基地として、地域との交流や生涯学習の活動を進めます。

- ① 人権問題についての理解と認識を深めるため、八幡人権・交流センター等において人権に関する多様な学習機会の提供を支援します。
- ② 学習者のニーズを踏まえながら学習意欲を高めるよう広く関係機関にその成果を普及し、市内各地における人権教育資料等の活用状況を把握して、必要に応じて改訂を行うなど、学習内容や方法の工夫・改善を図ります。
- ③ 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

## (4)家庭

### 【現状と課題】

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心や善悪の判断等、人間形成の基礎を育み、社会性を育てる上で重要な役割を担う場です。

一方で、子どもの虐待や非行などの子どもを巡る問題、ドメスティック・バイオレンス、高齢者や障がいのある人への支援不足など、家庭の問題は多様化・複雑化しています。

日常生活における人権感覚を身に付けるため、家庭教育に関する啓発資料や学習機会の提供、学習活動の促進を図りながら家庭教育を支援しています。

また、子育てに関する悩みを持つ家庭を支援するため、家庭児童相談室の家庭相談員や※母子・父子自立支援員等による相談支援の充実を図っており、児童虐待などで保護を要する児童、養育支援が必要な児童や保護者に対しては、子どもを守るネットワークとして八幡市要保護児童対策地域協議会を設置し、地域の関係機関と連携しながら要保護児童の早期発見や支援に努めています。

しかし、身近な人から親が子育てを学ぶ機会が減少したことや、少子化、都市化による地域とのつながりの希薄化や核家族化が進む社会状況の中で、親の過保護、過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失など家庭の教育機能の低下が指摘されており、それらが子どもの主体性や自主性を育てる上で妨げになっています。

家庭においては、依然として伝統的な性別役割分担意識が根強く残っており、女性に対する子育ての一方的な押しつけや女性への暴力、子どもや高齢者に対する虐待といった人権侵害等の問題も発生しています。

### 【今後の取組の方向】

全ての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、家族のきずなやふれあいを大切にし、一人ひとりが尊重される家庭を目指して、家庭教育に関する学習機会や効果的な情報提供、相談体制の充実等により、家庭における人権教育の推進を図ります。

## 2 市職員等に対する人権教育の推進

「八幡市人権のまちづくり推進計画」の取組を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、市職員・教育関係職員が、人権に配慮した業務を遂行できるような研修を通じて、人権教育・啓発を重点的に推進します。

## (1)市職員

### 【現状と課題】

市職員は、どのような業務においても人権問題に対する正しい理解と認識を持ち、豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重のまちづくりを進めるために市民の先頭に立って取り組む必要があります。

そのため、人権に関する知識、人権問題解決に向けた態度やスキルを身に付けるよう職員人権研修を実施しています。

さらに、人権に関する様々な課題を的確に捉え、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな市職員の養成を図ることが重要です。

### 【今後の取組の方向】

市職員に対しては、人権研修の充実を図り、全ての市職員が人権を深く認識し、それぞれの担当業務における課題が明らかにできるよう資質の向上を目指します。

また、市職員として、地域社会においても人権問題の解決に向けて、積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

## (2)教育関係職員

### 【現状と課題】

人権教育を進める上で、学校の教職員等の教育関係職員は大きな役割を担っています。

SNS上でのいじめなど、新たな人権問題や人権教育の動向を把握し、時代に対応した指導力が求められています。

子どもを指導する教職員が、豊かな人権感覚・高い人権意識を持つことや人権教育に関する指導力を向上させることは不可欠です。

特に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取組が必要です。

このため、教職員の研修を実施し、様々な研修の機会を捉えて、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図っています。

学校等においては、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように指導していくことが求められます。

また、日々の学校生活の場で人権に関わる問題が起きた場合、全ての教職員が見逃すことなく、児童・生徒が発達途上にあることを配慮しながら適切に指導することが求められます。

### 【今後の取り組みの方向】

教職員については、学校等において、より一層の研修の充実を図ります。

全ての教職員が人権尊重の理念について十分な認識を持ち、指導力の向上を図ることができるよう、研修会を計画的に開催します。

子どもたちに人権問題を見逃さない人権感覚を身に付けさせるため、副読本や資料を活用した指導方法の改善についても研修を深めます。

### 3 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民の身近なところで、様々な人権問題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。

このため、今後とも指導者研修の内容や方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなど、創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、市民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

### 4 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、学校、地域社会、家庭、企業・職場等で人権について学ぶことができる資料の整備を推進します。

### 5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、幼児から高齢者まで幅広い年齢や立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解に応じて実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であり、生涯学習の視点に立って、幼児期から発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育と社会教育が相互に連携を図りつつ取組を進めます。

また、人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、市の広報誌やSNS等を積極的に活用し、市民が事業に参加しやすい内容の講演会や研修会等に取り組みます。



## **第5章 計画の推進**

### **1 推進体制**

全庁的な組織として設置している八幡市人権のまちづくり推進本部により、関係部局が緊密な連携を図りながら、総合的にこの計画を推進します。

また、この計画の趣旨を踏まえ、本市の諸施策の推進に当たっては、常に人権尊重の視点に配慮することとします。

### **2 国、京都府、近隣市町村、関係団体等との連携**

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、京都府、近隣市町村、関係団体及び民間団体との連携が不可欠です。

関係機関等と連携した効果的な啓発の重要性から、国、京都府、近隣市町村等との連携を図り、山城人権ネットワーク推進協議会を通じた広域的な啓発活動の推進に努めます。

また、公的団体、企業、NPO 等の民間団体等における自主的、積極的な取組の展開を期待するとともに、行政とこれら実施主体とが対等なパートナーとしての協働関係の構築を目指します。

### **3 計画に基づく施策の点検・評価**

この計画を実行性のあるものとするため、八幡市人権のまちづくり推進本部において、必要に応じて計画に基づく施策の点検を行い、本計画のフォローアップを行います。